

土呂久公害の教訓を次世代に引き継ぐための環境教育用DVD制作業務仕様書

1 業務の名称

土呂久公害の教訓を次世代に引き継ぐための環境教育用DVD制作業務

2 業務の目的

高千穂町の旧土呂久鉱山で起きた砒素公害は、問題提起からほぼ半世紀が経過し、被害者等関係者の高齢化が進んでおり、歴史の風化が懸念される。ついては、土呂久公害の教訓を次世代に継承するために、土呂久公害の発生から現在に至るまでの歴史や教訓、環境復元への取組を知るための環境教育用DVDを制作する。

この映像においては、土呂久地区の自然豊かな風景と合わせて、土呂久公害の知見を、他の砒素汚染地域への国際貢献に活用している例なども紹介し、土呂久地区の地域の魅力を伝えるとともに、環境保全の大切さを考えさせる内容とする。

3 委託業務の実施期間

契約締結の日から平成30年3月23日（金）まで

4 業務の内容

(1) DVDの企画

県と受注者とで協議を行い、内容を決定し、シナリオを作成する。シナリオをもとに、映像（実写映像に限るものではない）、音声等を作成する。

(2) DVDの制作

DVD制作に必要な撮影や資料収集を行い、映像作成を行う。

人物を撮影する場合には、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含む。人物等の選定にあたっては県と事前協議を行う。撮影等に際し、使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は、受注者の負担とする。

写真、新聞を利用する場合には、著作権等の処理を受注者が行うとともに、発生する全ての費用は受注者の負担とする。

県が保有する既存の素材の利用は可とするが、時代考証に留意し、必要なものは新たに撮影等行う。

(3) 編集

映像の加工、編集、音楽、音声やナレーションの付加、テロップの付加などの編集作業を行い、完成までに県による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けることとする。

(4) 受注者は、打ち合わせの内容を記録し、随時、県へ提出すること。

(5) 電子媒体の納品

本仕様書「6 納品物及び期限等」のとおり

5 DVDの仕様

(1) 想定される視聴場面

- ・小学校5年生の社会科で公害や環境保全を学ぶ授業等
- ・県が開催するパネル展等

(2) 収録時間

10分以上12分以内

(3) 基本方針

別紙構想案による。ただし、詳細は県と随時行う協議により定めることとし、平成27年度に県が作成した「土呂久公害環境教育用パネル」（以下、「土呂久公害環境教育用パネル」という。）の内容に沿ったものとするが、可能な限り、補足する適切な映像及び画像の収集に努め、収録すること。

ア 土呂久公害環境教育用パネルの内容については、本件応募のための参照を目的とする者に限り、印刷物として、事前説明会にて応募者1者につき1部を配付する。事前説明会に参加しない者は、事前説明会実施日程後に、本要領の「10 問合せ先」に電話連絡の上、郵送先及び電話番号を記載してFAXにて申し込むこと。（印刷物は、FAX受信日を含めて2開庁日以内に普通郵便で発送する。）当課での受け取りを希望する場合は、電話連絡の上、開庁時間内に来課すること。

イ DVDは、小学生をはじめ、多くの県民にPRする教材であるため、わかりやすく見やすいものとする。

ウ 自然豊かな土呂久地区の現在の風景や土呂久地区住民のインタビューなどを盛り込むほか、過去の新聞記事、写真、グラフなどを多用して視聴者を引き付ける内容にすること。

エ ナレーターなどの音声、音楽などを効果的に使うとともに、全体的に暗い印象とならないようにまとめること。

6 納品物及び期限等

(1) 納品物

ア DVD 420枚

原盤を1枚、複製ディスクを420枚作成すること。また、盤面は映像の内容がわかるようなフルカラーデザインとすること。

イ DVD（字幕付） 20枚

原盤を1枚、複製ディスクを20枚作成し、仕様は上記アと同様とすること。

ウ データメディア（DVD-R等） 2枚

ファイル形式はDVDドライブ付きパーソナルコンピュータでの再生及び複製が可能なデータ形式とすること。

エ DVDのブックレット

上記ア、イに個別に内包する収録内容の説明書で、規格はA4両面1枚、フルカラーとすること。

オ トールケース

上記ア、イに対応した表面のジャケット（フルカラー）を作成し、当該ジャケット、上記ア、イそれぞれのディスク、同エのブックレットをセットして納品すること。

カ DVD素材一覧表

DVD作成に使用した素材、撮影場所等の一覧表を作成すること。

- (2) 納入期限 平成30年3月23日（金）17時
- (3) 納入場所 宮崎県環境森林部環境管理課

7 著作権

- (1) 本仕様書により作成された成果品のすべての著作権は、宮崎県に帰属する。
- (2) 受託者は、委託業務の履行に当たって、第三者の著作権を侵害してはならない。
- (3) 受託者は、委託業務の完了後、成果品を県に提出し、県による検査に合格した日をもって、成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を甲に無償で譲渡し、以後、著作人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、成果品の全部又は一部に受託者が既に著作権を有するものが含まれる場合には、その旨を事前に県に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。
- (4) 成果品に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、受託者は、直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

8 委託業務の実施体制

受託者は、委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。

また、事業実施計画（業務遂行体制、人員、スケジュール、県への報告等）について、事業着手前に県に報告するものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、随時定めるものとする。

10 問合せ先

担当	宮崎県環境森林部 環境管理課 環境審査担当 赤木(有)
所在地	〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1
電話	0985-26-7082
FAX	0985-38-6210

別紙構想案(仕様書5(3)関係)

土呂久公害の教訓を次世代に引き継ぐための環境教育用DVD構想案

	項目	内容	時間(秒)
1	土呂久地区の現在の風景	祖母・傾山系	60
		谷あいの地形	
2	土呂久の繁栄と鉱山の操業	かつて銀山で栄えた歴史	45
3	土呂久公害が明るみに	少しずつ人々の体調に異変が発生	60
		公害に至った背景	
4	公害健康被害の発生	和合会の記録	30
		病気の症状(本人・家族の様子)	60
		小学校教諭の問題提起	30
5	亜硫酸の製造	砒素中毒に至る医学的メカニズム	60
6	患者の提訴	裁判・補償	105
7	県やアジア砒素ネットワーク等の取組	環境復元	30
		健康観察検診・保健指導	30
		国際協力	60
8	まとめ(未来へ)	教訓として引き継いでいくために	30
	合計		600

【留意事項】 本構想案は、各項目の時間配分等を例示するためのものであり、今後、企画提案を受け、県との協議により柔軟に変更できるものとする。